

平成 23 年 6 月 10 日

市内事業者各位

尼 崎 市 長

津波等災害時における一時避難場所の協力について（依頼）

平素は、本市防災行政につきまして、ご理解とご協力を賜り有難うございます。

さて、先般の東日本大震災により甚大な被害が発生し、多くの尊い人命が奪われました。そうした中、本市におきましても近い将来、発生するといわれる南海地震等の災害に備え、対策を講じておりますが、その一環として津波等の対策を推進するため、本市公共施設等の一時避難場所の見直しを進めているところです。

今後、各事業所におかれましても、事業所間の防災体制の互助関係あるいは地域住民への支援の観点から一時避難場所の提供について、ご検討をいただきますようお願いいたします。

なお、津波等災害時の一時避難場所の基準としては、

- ① 昭和 5 6 年以降の新耐震基準の建物であること。
- ② 鉄筋コンクリート造り等の建物であること。
- ③ 3 階以上に一時避難ができる場所があること。
- ④ 避難する建物内の収容物等に危険性がないこと。

の考慮が必要と考えています。

津波等災害時の一時避難場所として、事業所相互間で協定を締結され、市民等も一時避難ができる場所としてご提供していただける場合には、「津波一時避難場所」指定の標識（シール）をお渡しする予定です。

以 上

※ 津波一時避難場所とは、津波災害から一時的、緊急的に避難する場所です。
（津波警報の発令から解除等の間、一時的に避難場所として利用）

総務局 防災対策課

担 当:本 荘

電 話:06-6489-6165

メー ル: ama-bousai@city.amagasaki.hyogo.jp